

令和7年5月12日
教育委員会事務局

今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方について

(付議の要旨)

学校と地域が互いの情報や課題を共有し、共通の目標の下で学校・家庭・地域が手を取り合い、ともに子どもの学びや育ちを支えていく地域運営学校の仕組みのあり方について決定する。

1 主旨

区では、平成3年に地域行政制度を導入し、三層制のもと区政運営を開始した。学校においても、地域のみんなで支えるという考え方のもと、平成9年度に「学校協議会」を設置し、各学校における防災教育をはじめとした子どもたちの健全育成や地域防災にかかる活動などを実施してきた。さらに、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「地域運営学校」が法的に位置付けられ、教育委員会として、平成17年4月から「地域運営学校」の指定を開始し、平成25年4月には全ての区立小・中学校を地域運営学校として、保護者や地域の方々が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する体制を整え、運用してきた。一方で、地域防災力の向上を目的とし、「避難所運営委員会」を立ち上げ、学校協議会の役割の一部について移行したが、学校協議会と他の組織体との統合は行わなかった。

こうした中、地域運営学校制度の発足から20年余りが経過し、またコロナ禍や、高齢化の進展、単身世帯の増加、共働き世帯の増加等の世帯構成の変化を通じ、地域組織の構成や学校のあり方も変わり、地域防災や子どもの健全育成等の役割を他へ移し、設立当初の役割を終えていると考えられる「学校協議会」も含め、改めて、学校と地域との関係について、これまでの「開かれた学校」から、「学校と地域相互の協力により、子どもたちも地域も育ち・活性化する」という一歩進めた観点から、現在の仕組みをより効果的で持続可能な運営ができる仕組みに再構築する必要性が高まっている。

今後の区立小・中学校地域運営学校のあり方を明確にするとともに、仕組みの再構築の考え方をまとめたので、決定する。

2 区立小・中学校地域運営学校を支える現在の組織体制

(1) 学校運営委員会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する組織体。学校運営委員会を設置している学校を地域運営学校という。

<活動内容>

- ・学校運営に関する基本方針の承認、学校運営及び学校運営に必要な支援についての協議結果の提供、教職員の任用等について教育委員会に意見を述べる、児童・生徒、保

護者、地域の方の意見を把握し学校運営への反映を図る 等

(2) 学校支援地域本部

文部科学省が推進する地域学校協働活動を目的として、学校支援コーディネーターとボランティア（地域住民や保護者等）から構成され、各校の学校支援コーディネーターは、学校からの依頼を受けて、教育支援に必要なボランティアの確保や配置、相互調整を行っている。

<活動内容>

授業の補助、自学自習等の支援、図書の読み聞かせ、校内の環境整備、登下校時における子どもの安全確保、学校行事の運営支援 等

(3) 学校協議会

阪神・淡路大震災を契機として、災害時における学校と地域、関係機関との連携の在り方や教育活動への参加等について、学校と家庭、地域社会・関係機関がそれぞれ持つ機能を有効に生かし、一層の連携・協力を推進することを目的に、平成9年4月に全国に先駆けて設置した組織体。

<活動内容>

- ・健全育成に関する講習会等の実施、情報交換、地域パトロールの実践等
- ・非常災害時における学校及び関係機関の役割についての協議、講習会や訓練等の実施
- ・地域の教育力を生かした教育活動の充実や地域の人材活用に関する情報提供等

(4) 学校関係者評価委員会

平成16年度から「学校外部評価委員会」の設置を開始し、平成18年度に全校設置している。平成19年の学校教育法の改正を受け「学校関係者評価委員会」と名称を変更し、学校による自己評価（義務）の結果について、その適正さを評価する保護者等による学校関係者評価（努力義務）の役割を担っている。

<活動内容>

- ・学校訪問等を通じて、教育活動や児童・生徒、教職員の様子をはじめ、学校運営全般を視察する。
- ・学校が作成した児童・生徒、保護者、地域関係者を対象とした「関係者等アンケート調査」の質問項目原案を確認し、必要に応じて加除修正し、承認する。
- ・「関係者等アンケート調査」の結果、学校の自己評価報告書を基に、当該校の自己評価及び改善方策について評価を行う。

3 現状と課題

令和6年3月に全区立小・中学校を対象に実施した「学校協議会に関するアンケート」、令和7年3月に実施した「学校を支える3つの仕組み及び学校関係者評価委員会に関するアンケート」及び令和6年9月から12月にかけて開催された各地域町会連合会における、振替休業日のない土曜授業の廃止に関する説明の際、町会・自治会長からいただいた意見等から、以下のような現状であることがわかった。

- (1) 学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会には役割分担があるものの、実際の活動内容は類似したものとなっている。

- (2) 学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会での議論が一部の学校で形骸化している。特に学校協議会においては、すでに3分の1以上の学校で活動を休止しており、また、残りの半数を超える学校において、開催回数が年1回以下である。
- (3) 学校協議会については、教育委員会が、標準規定を学校に示し、各学校の裁量で設置しており、教育委員会として、現場を把握する仕組みを持っていない。
- (4) 一部の学校では、学校協議会において、地域との関係はあるが、学校運営委員会が持つ地域との継続的な関係構築という本来の役割が十分に果たされていない。
- (5) 学校協議会では、当初、避難所運営訓練や避難所運営マニュアルの作成等を担っていたが、現在はこうした役割を避難所運営委員会が担っており、また、子どもの健全育成についても学校運営委員会が担っているほか、他の組織体でできている教育活動の外部発信がほとんどとなっており、当初の役割を終えていると考えられる。
- (6) 学校支援コーディネーターのこれまでの活動実績の平均時間を基に算出した基準時間（1名あたり年42時間）を下回る学校が6割にのぼり、その割合は年々増えている。同コーディネーターが単発の活動における地域との関係についても、希薄化する傾向が強い。
- (7) 学校支援コーディネーターは、学校の支援という観点から、学校からの依頼に基づき、ボランティアの募集、活動を行っている傾向が強い。
- (8) 学校支援コーディネーターが依頼した地域の方等が活動をする際、金銭の支給の制度がなく、すべて無償ボランティアで活動をしてもらっている。
- (9) 地域で各組織体の委員を探すことが非常に困難な状況であり、メンバーの重複も一定数見受けられる。
- (10) このような状況下において、さらに「学校関係者評価委員会」を区教育委員会として立ち上げさせており、学校現場及び地域では委員の人選に苦慮しており、全体的に人員が固定化しており、上手く機能していない。

4 今後の検討の方向性

- (1) 今後の目指すべき方向性を検討し、地域運営学校のあるべき姿を示していく。また、それに合わせ、学校と地域との向き合い方や好事例についてまとめる。
- (2) 今後のあるべき地域運営学校が構築できる体制及び持続可能な運営体制を構築していく。
- (3) 現在の「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」、「学校関係者評価委員会」というメンバーが重複している現在の組織を再構築し、学校・地域双方の負担を軽減する体制を構築する。

5 今後の区立小・中学校地域運営学校の方向性

- (1) 現在の「開かれた学校」という考えから更に一步踏み出し、地域でどのように子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標を地域住民等と共有し、地域と一体となり、子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく。
- (2) 「学校教育を地域で支える」視点だけではなく、「子どもの学びと育ちを核として、学

校・保護者・地域が繋がる」という発想に転換していく。

- (3) これまでの「学校を支える仕組み」を再編し、学校と地域との双方向の関係が促進されるようにすることで、世田谷区の強みである「地域の教育力」を継続的に発展させるとともに、「学校を核とした地域コミュニティの強化」に向けた仕組みの構築を目指していく。

6 区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方

地域運営学校を支える仕組みにあたっては、現状と課題、検討の方向性、地域運営学校の方向性等を踏まえ、以下の基本的な考え方を示し、令和8年度からの全校展開に向け体制の整備を検討していく。(別紙「既存の仕組みから新たな仕組みの比較イメージ」参照)

- (1) 現在ある4つの組織体については見直し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく権限や責任に加えて、学校・地域の共通の目的を定め、企画立案、学校運営を議論、学校評価を行う「(仮称)学校運営協議会」と、そこでの議論を踏まえて実際に行動する、「実行チーム」という役割をはっきりさせたシンプルな構造とすることを前提に検討する。
- (2) 「(仮称)学校運営協議会」の構成人数については、人数の目安を設定するのみとし、「実行チーム」の設置数とともに、各学校の実情に合わせられるものとする。
- (3) 「(仮称)学校運営協議会」の任期は2年を原則とし、任期終了後の委員の意向による退任や任期後の再任は各校の実情により妨げないものとし、誰でも引き受けやすいよう委員の負担軽減を図るものとする。
- (4) 「(仮称)学校運営協議会」の校内における事務局を学校支援コーディネーターとし、窓口を1本化し、全校に配置する方向で検討するとともに、現在の有償ボランティアに加え、会計年度任用職員の設置を新たに検討する。会計年度任用職員は、「(仮称)学校運営協議会」の事務局としての活動のほか、現在、各校の副校長が担い過重な負担となっている学校の渉外業務(学校施設利用の調整等)を担うものとし、令和8年度から10年度にかけ、条件の整った学校から、順次、配置を検討する。
- (5) 防災に関し、学校内において、「(仮称)学校運営協議会」からの指示で動く、「学校防災教育」チームの設置を必須とし、令和8年度から、全区立小・中学校で運用を開始する。「学校防災教育」チームは、今後の地震、噴火等へ備えるため、児童・生徒の防災について考える機会や防災意識の向上、児童・生徒に対する発災時の安全、発災後の学習支援、速やかな教育活動の再開など、学校が運営主体となる支援等を行う。
- (6) 一方で、地域防災の主体である「避難所運営委員会」では、これまでの議論・活動を行い、地区情報連絡会にも、これまでどおり学校は参加するものとする。
- (7) 「実行チーム」は、学校を核として人材が集合し、人材相互の交流を行うとともに、地域と子どもとが繋がる場所として位置づけ、それらが行えるような体制や工夫を検討していく。
- (8) 「実行チーム」が、授業等学校を支援する場合は、有償ボランティアとし、対価が支払うことができるよう検討する。
- (9) 学校評価は、「(仮称)学校運営協議会」において、これまでの考え方に沿い実施し、

学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善に資することを目的として行う。学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むだけでなく、学校関係者と課題を共有し、教育力を高めていく。また、評価についての経年変化を教育委員会と把握できる仕組みを構築していく。

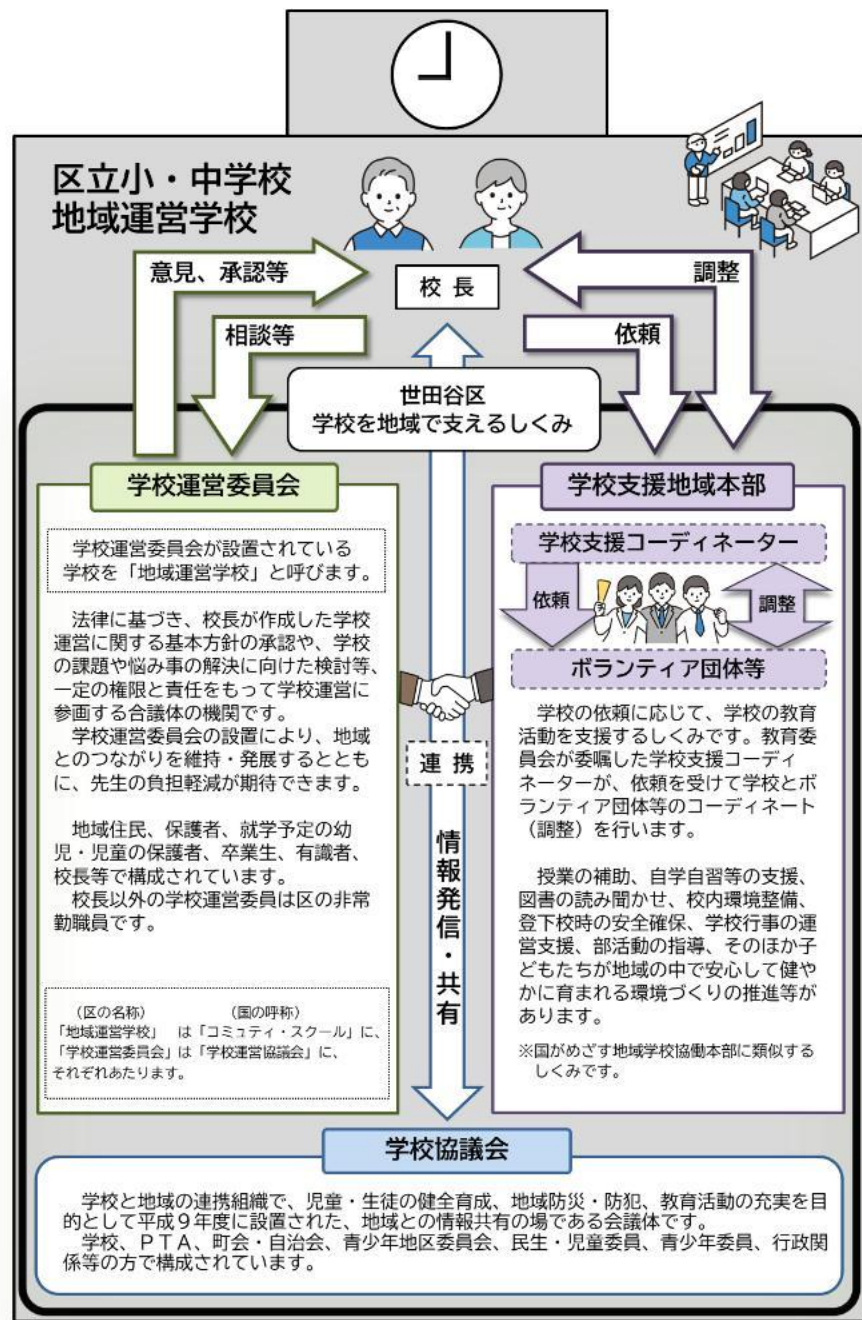
- (10) 教育委員会に、各校の学校支援コーディネーターで構成する会議体を設置し、実情や課題、事例等の共有を図っていく。

7 町会・自治会関係者等への意見募集等

- (1) 地域町会連合会等を通し、区立小・中学校地域運営学校を支える仕組みの考え方を説明した上で、6月から7月にかけて、世田谷区ホームページの意見募集ページ等により町会・自治会関係者からの意見を募集する。
- (2) 同時期に、現在学校現場にいる学校支援コーディネーター、学校運営委員、学校協議会委員からも世田谷区ホームページ等により意見を募集する。
- (3) 学校と地域との向き合い方を議題とし、3校程度（小2校、中1校）においてワークショップを開催し、今後の運用にあたっての視点や好事例についてまとめる。

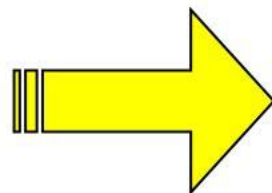
8 今後のスケジュール（予定）

令和7年5月	文教常任委員会報告
6月～7月	町会・自治会、青少年委員会へ周知 町会・自治会関係者、学校支援コーディネーター、学校運営委員、 学校協議会委員への意見募集 校長会で周知
8月	政策会議（新たな体制）
9月	文教常任委員会報告 町会・自治会、PTA連合協議会へ周知（～12月） 各学校の学校運営委員会で次年度体制議論（～12月）
令和8年1月	各学校の次年度からの体制決定
3月	区広報紙、世田谷区ホームページ、教育広報紙「せたがやの教育」 で周知
4月	新体制による運用開始



キーワード

- 今後のあるべき地域運営学校の構築
- 持続可能な運営体制
- 学校・地域双方の負担を軽減



今後の区立小・中学校地域運営学校

- 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ
- 子どもの学びと育ちを核として、学校・保護者・地域が繋がる
- 世田谷区の強みである「地域の教育力」を継続的に発展させるとともに、「学校を核とした地域コミュニティの強化」に向けた仕組みの構築

運営体制イメージ図

別紙 6

